

(資料)

# 認知症看護・緩和ケア分野の認定看護師教育機関における 特定行為研修を組み込んでいる 認定看護師教育課程への移行の現状と課題

狩野英美<sup>1)</sup> 遠藤みどり<sup>3)</sup> 名取初美<sup>3)</sup> 佐藤悦子<sup>2)</sup>  
前澤美代子<sup>3)</sup> 中込洋美<sup>3)</sup> 橋本晶子<sup>3)</sup>

## 要旨

特定行為研修を組み込んでいる認定看護師教育課程（以下、B課程）への移行に関する認定看護師教育機関（以下、教育機関）の現状と課題を明らかにするために、認定看護師制度が開始された。1998年から2020年の間に開講していた認知症看護ならびに緩和ケア分野の認定看護師教育課程26機関に質問紙調査を実施した。回答が得られたのは9機関、B課程は1機関であった。2020年4月現在開講している3機関のうちの2機関はB課程の移行を予定しており、その移行理由は、「水準の高い看護実践」と「認定看護師の実践活動の拡大」を目指すためであった。今回の調査では9教育機関中B課程移行予定は2機関だったが、B課程に対するニーズや課題を検討し方向性を決定するとの回答が2機関からあった。B課程に移行する機関の課題は、運営費および教育施設の整備、指導医の確保などのハード面と、受講生確保であった。B課程を継続的に運営していくには、行政や関係機関、医療機関との連携や、B課程の意義の周知や認定看護師の活動拡大に向けた支援が必要である。

キーワード： 特定行為 認定看護師 教育課程

## I. はじめに

認定看護師制度は「熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践により、看護ケアの質の向上を図る」ことを目的として1995年に発足した。その後20年余が経過し、医療の高度化や高齢化に伴い、慢性疾患やがんなどの病と共に生活する人々、あるいは認知症を持ちながら地域で生活している人々が増加している。このような人々の増加に伴い、医療提供の場は病院中心から地域・在宅へと移行し、急性期医療から在宅までのあらゆる場で、医療ニーズのある人々とその家族を支え、地域・施設間の連携にも寄与する看護師の在り方が期待されている<sup>1)</sup>。特に急性期から慢性期までの認知症看護や緩和ケアは、社会から最も求められている看護分野の1つであると言える。

日本看護協会は少子・超高齢・多死社会を背景に、これまでにない社会からの看護への期待に応えるため、2020年から特定行為研修を組み込んでいる新認定看護師教育課程（以下B課程）を開始し、現行の特定行為を組み込んでいない教育課程（以下A課程）

は2026年で終了することを決定した<sup>2)</sup>。B課程受講の認定看護師には、地域を含むあらゆる場でタイムリーに求められる看護を実践できる知識・技術の強化、ケアの質の向上と活動範囲の拡大を図るための臨床推論力や病態判断力の強化が求められている。

2020年4月現在で、B課程は8教育機関17教育課程で開設されており、そのうち緩和ケアは1教育機関、認知症看護分野は2機関のみの開設である<sup>3)</sup>。一方A課程教育機関は、44教育機関77課程中49課程が休講しており、そのうち認知症看護分野は12教育機関中8教育機関が休講<sup>4)</sup>、緩和ケア分野は11教育機関中9機関が休講措置をとっている<sup>5)</sup>。A課程教育機関は今後の動向を見据え、B課程への移行を視野にいたった取り組みが急務な課題であるが、B課程移行の現状と課題は、十分明らかになっていない。そこで、認知症看護分野と緩和ケア分野のA課程教育機関のB課程への移行に対する考えや課題、既にB課程への移行を行っている教育機関の運営に伴う課題を明確化することにより、A課程教育機関

受付日：2022年6月13日 受理日：2022年8月10日

1) 山梨県立大学看護実践開発研究センター 2) 山梨県看護協会 3) 山梨県立大学看護学部

における B 課程の移行への具体的な取り組みの一助になると考えた。

## II. 研究の目的

認定看護師教育機関（認知症看護・緩和ケア分野）の B 課程の移行に向けた現状と課題を明らかにする。

## III. 研究方法

### 1. 研究デザイン

アンケート調査による量的記述的研究

### 2. 研究期間

令和 2 年 10 月～令和 3 年 1 月

### 3. 研究対象

認知症看護分野及び緩和ケア分野で、A 課程および B 課程の認定看護師教育課程を開設している教育機関。日本看護協会認定部で公開されている認定看護師教育機関別の開講状況一覧から教育機関を選定した。2020 年度において緩和ケアならびに認知症看護の分野で A 認定看護師教育課程を開設している 23 教育機関（休講している施設を含む）、および B 課程を開設した 3 認定看護師教育機関の計 26 教育機関の責任者を対象とした。

### 4. 研究の実施方法

2020 年度までに、日本看護協会が認定している教育機関（認知症看護分野及び緩和ケア分野）26 教育機関を対象に、2020 年 10 月～11 月に質問紙調査を実施した。調査項目は教育機関の概要、A 課程には B 課程への移行の予定とその理由、開設準備の課題と取り組み、A 課程を修了した認定看護師の認定期限終了に向けた対応である。また、B 課程への調査項目は、開設理由と開設時の困難とその対応、開設時の物理的環境整備、演習・実習における他施設との連携上の課題、経済的課題、教育機関の開講状況、運営上の課題である。

調査実施においては、教育機関の責任者に郵送にて本研究の趣旨、内容、方法、倫理的配慮について、研究責任者が依頼文書を用いて説明し、調査の協力を依頼した。調査票の同意チェック欄にチェックしたことで研究協力への同意とみなした。研究協力の中止・撤回は、無記名での調査のため、調査票の投函前までに限り可能であることを依頼文書に明記した。調査票は、1～2 週間の留め置き後、研究責任

者宛てに所定の個別封筒に封入後、返送してもらった。

## 5. 分析方法

調査票から得られた量的データから記述統計量を算出し、自由記述の内容を要約した。

## IV. 倫理的配慮

本研究は、研究責任者の所属施設である山梨県立大学看護学部および看護学研究科研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号：2020-11）。調査対象者である認定教育機関の責任者に、本研究の趣旨、内容、方法、倫理的配慮について、依頼文書を用いて説明し、研究協力の承諾や同意を得た。研究協力の依頼においては、研究協力への自由意思の尊重、研究協力の中止・撤回の保障等を依頼文書に明記した。

## V. 結果

日本看護協会の認可を受けた緩和ケア分野及び認知症看護分野の 26 教育機関に郵送法による質問紙調査を行った。このうち、9 教育機関から回答を得た（回収率 36%）。

以下、選択回答結果を「」、自由回答結果を『』で示す。

### 1. 教育機関の概要

回答があった教育機関は、A 課程が 8 教育機関（内 1 教育機関が他分野で B 課程に移行）、B 課程が 1 教育機関であった。設置主体は大学が 5 教育機関（55.6%）、公益社団法人看護協会は 3 教育機関（33.3%）、病院が 1 教育機関（11.1%）であった。

また、開講状況では、開講していた教育機関は 3 教育機関（33.3%）で、B 課程を含む 6 教育機関（66.7%）は休講していた。

6 教育機関の休講の理由は、COVID-19 感染拡大によるものが 2 教育機関、「県の専門的医療従事者の育成指標に到達した」が 1 教育機関、「県内の受講希望者が減少し、定員を満たさない」が 3 教育機関であった。また、「今後の教育機関の方向性について検討・準備のため」や、「他分野の B 課程移行に伴う教員の異動のため」という回答もあった。

認定看護分野別の開講状況では、認知症看護は 5 教育機関（55.6%）、緩和ケア分野は 2 教育機関（22.2%）だった。受講者の定員は、認知症看護分野は 24～30 名、緩和ケア分野は 10～25 名であった。また、認知症看

護、緩和ケア以外の分野の開講は6教育機関（66.7%）で、認知症看護、緩和ケア分野単独での開講は、B課程を含む3教育機関（33.3%）であった。

国や県等からの補助金や助成金の支援では、何らかの助成を受けている教育機関は6教育機関（66.7%）であり、資金源は私立大学等経常費補助金、地域医療介護総合確保基金事業費補助金、県の補助事業であった。

## 2. A課程からB課程への移行の現状

回答があったA課程のうちの2教育機関（22.2%）は移行を予定しており、5教育機関（55.6%）は移行しないと回答した。無回答の1教育機関は、B課程のニーズと予測される課題を充分検討した上で、B課程への移行を検討する回答であった。

B課程への移行を予定している2教育機関の移行理由を4項目の選択肢と自由記載で回答を求めた。2教育機関とも「更に水準の高い看護実践を行う認定看護師の育成につながるため」をあげており、そのほか、「社会・医療のニーズに応じ、地域を含むあらゆる場で活動できる新たな認定看護師の育成が必要

だと考えるから」、「臨床現場で、認定看護師の実践活動が広がるため」といった回答であった。開設準備に向けての困難はあるかの問いに、2教育機関とも「ある」と回答していた。その内容として9項目の選択肢と自由記載で回答を求めた結果は、「演習・実習のための設備整備」、「実習指導員の確保」、「特定行為区分実習施設の確保」であった。演習・実習のための設備整備に対しては、『十分な広さのある研修室を確保できるように調整する』ことであった。また、実習指導員の確保や特定行為区分実習施設の確保に対しては、『あらたな認定看護師教育の主旨の説明を複数回行う』ことであった。

B課程への移行を予定していない5教育機関のうち1教育機関（11.1%）は認知症看護・緩和ケア分野以外でB課程に移行していた。認知症看護・緩和ケア分野への移行については、今後ニーズなどを情報収集して検討すると、B課程へのニーズの明確化を課題としていた。

他の4教育機関（44.5%）の移行しない理由についての自由記述の内容は、『特定行為研修が大学の意

表1：認知症看護および緩和ケア認定看護師教育機関の概要

		A課程 (n=8)	B課程 (n=1)
設置主体	大学	4	1
	公益社団法人	3	
	病院	1	
開講状況	開講	3	
	休講	5	1
開講分野	認知症看護	4	1
	緩和ケア	2	
	無回答	2	
一人当たりの受講料	70万～80万円未満	1	
	80万～90万円未満	3	
	90万～100万円未満	1	1
	100万以上	1	
	無回答	2	
国や県からの補助金・助成金の有無	あり	5	
	なし	2	1
	無回答	1	
補助金・助成金額	100万円未満	1	
	500万～1000万円未満	3	
	無回答	1	
B課程への移行予定	あり	2	
	なし	5	
	無回答	1	

向に沿わない』、『期間内で特定行為研修の実習をクリアすることが困難』、『実習施設の確保が困難』、『実習施設が少なく定員を減らした場合の人件費の担保が困難』であった。1教育機関は今後、移行に向けて実習施設の確保の課題について看護行政と連携し検討していくことを回答していた。

2026年に現行の認定看護師教育課程の認定期限の終了に向けた教育機関としての対応については、「特定行為区分が認知症看護分野と共通している他分野でB課程を開講しながらニーズなどを情報収集し、移行を検討する」や、「休講手続きをしながら今後の開催方針を決定する。今後は認定看護師の特定行為研修受講を推進していく」などニーズを見ながら開講を検討していく回答があった。

### 3. B課程教育機関の開設状況

B課程を開設していたのは認知症認定看護師分野の1教育機関のみであり、既に特定行為研修修了者も受け入れていたが、令和2年度はCOVID-19の影響により休講中で、令和3年度からの開講を予定していた。B課程を開設した理由は、「特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育により、更に水準の高い看護実践を行う認定看護師の育成になるため」、「認定看護師が社会・医療のニーズに応じ、地域を含むあらゆる場で活動していくためには、新たな認定看護師教育が必要だと考えるため」であった。また自由記述には『日本の医療、看護の動向を鑑みて』の意見があった。

開設に向けて困難だった点は、「運営費用」、「受講者の確保」であり、その対応は『大学運営費で対応した』、『入学前に説明会を3回実施した』であった。開講準備においては、厚生労働省の「看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業」による補助制度の活用はしていなかった。

既に教育機関の運営主体である大学で特定行為件数教育機関の認可を得ていたため、連携に問題はなかった。

## VI. 考察

今回の調査では9教育機関中B課程は1教育機関で、B課程移行の予定を示したのは2教育機関だった。また、明確に移行の意向を示さなかった教育機関の中にもB課程への移行のニーズや課題を含めて、今後の新たな認定看護師教育を検討していたのは2教育機関であった。移行に向けた課題を踏まえて行政

とも調整しながら開設に向けた検討の意向を示した教育機関もあった。日本看護協会(2020)では新たな認定看護師教育により、患者のニーズに対するタイムリーな対応や、医学的な視点の統合による病態に応じた生活支援の強化、チーム医療におけるキーパーソンの役割を担う人材を育成し、多様化する社会や医療のニーズに応じることができるとしている<sup>6)</sup>。B課程移行への理由は、このような社会からの要請とともに、2026年にA課程終了が迫っていることも大きな要因となっていると考える。一方で、いくつかの課題が移行を妨げている実情があった。移行を示さない3教育機関が、特定行為研修の実習に対して「期間内で特定行為研修の実習をクリアすることが困難」、「実習施設の確保が困難」、「実習施設が少なく定員を減らした場合の人件費の担保が困難」などの課題があった。また、開設を予定している2機関では、演習・実習のための設備整備や実習施設の確保、実習指導医の確保が課題となっていた。令和3年2月現在の全国特定行為研修の指定研修機関は272機関である。設置主体では病院・大学病院が214教育機関(78.7%)と最も多い<sup>7)</sup>のは、実習に関わる問題が少ないためと考える。2020年に日本看護協会よりA課程として認定されている認知症看護分野は9教育機関のうち大学が8教育機関、専門学校が1教育機関であった。緩和ケア分野は8教育機関のうち大学が5教育機関、公益社団法人が2教育機関、病院は1教育機関であり、多くの教育機関は付属病院がない状況であった。そのため、B課程への移行に向けては特定行為研修指定機関や医療機関との連携の推進が課題と考える。

また一方で、現在開設しているB課程教育機関における開設準備の課題は、「運営費用の確保」と「受講生の確保」であった。今回の調査対象となった教育機関の約5割は都道府県や国からの助成を受けており、教育機関のみの収入では運営が困難な現状があった。B課程教育機関の開始に伴う経済的な支援として、日本看護協会では厚生労働省の財政支援と共に都道府県による地域医療介護総合確保基金等の活用を推奨している。したがって永続的な教育機関の運営のためには、各都道府県に認定看護師育成の意義について理解を促進し、経済的な支援体制を整えることが課題である。

さらに、受講生の確保も大きな課題である。教育機関の休講理由として受講希望者数の減少が示された。B課程認定看護師教育機関の受講料は65万～

120万円（平均約93万5千円）であるため、受講者及び所属施設には大きな負担となる。現在、特定行為研修に活用できる奨学金・助成金は、受講者対象には「日本看護協会による認定看護師の育成支援金制度」<sup>8)</sup>、と「教育訓練給付金」があり、また特定行為研修を受講する看護師の所属施設には「人材開発支援助成金」がある。また、都道府県によっては特定行為支援事業による助成制度が整備されている。したがって、B課程への受講者確保に向けては現存の助成金の活用とともに、行政や各都道府県看護協会に対して、さらなる経済的支援の整備への働きかけが必要である。さらに、臨床現場ではCOVID-19の対応により増大する業務に対応する看護職員の確保が困難な状況が続いており<sup>9)</sup>、マンパワー不足が長期研修の受講を困難にしている状況がある。A課程教育機関の開講期間は6カ月～8カ月であるが、B課程の受講期間は8ヶ月～12カ月と長期に及ぶためその影響は大きいと考える。

日本看護協会による報告では、認定看護師の87.1%女性で平均年齢は46.2歳で、年代別では40～49歳が48.9%を占めている<sup>10)</sup>。そのため長期研修においては、家族の理解や役割調整も受講者側の課題となることが考えられる。研修と日常生活を維持させるためには「成長への意欲」や「看護への魅力」「目指す看護の存在」「資格修得の好機」という研修生自身の想いや「病院の支援」が重要である<sup>11)</sup>。従って、受講生確保のためにはB課程認定看護師育成の意義や修了後の活動の実際について、看護師のみではなく医療機関へも周知するとともに、認定看護師の活動実績を積み上げていく必要があると考える。

## VII. 結論

1. 新たな認定看護師の育成に向けて1教育機関がB課程に移行し、2教育機関がB課程への移行を決定しており、2教育機関はB課程のニーズや課題をもとに今後検討していく意向だった。移行しない4教育機関のうち3教育機関は実習期間や実習施設の確保を課題としていた。
2. B認定看護師教育課程移行の課題は、運営費の確保、教育施設の整備、指導医の確保、受講生の確保であった。
3. B課程の永続的な運営のためには、県や関係機関、医療機関との連携とB認定看護師育成の意義の周知や認定看護師の活動拡大に向けた支

援が必要である。

## VIII. 研究の限界と課題

本研究は、教育機関を認知症看護野と緩和ケアの2分野に限定した調査であり、26教育機関のうち9教育機関（回収率34.6%）のみの結果であるため、一般化するのには限界がある。今後は、他分野の認定看護師教育機関にも拡大しB課程への移行に関する現状と課題を明らかにする必要がある。

## 利益相反

本研究において利益相反は存在しない。

## 付記

本研究は、令和2年度山梨県立大学看護実践開発研究センターのプロジェクト研究助成を受けて実施した。また第52回日本看護学会学術集会において一部を発表した。

## 【文献】

- 1) 日本看護協会編,看護白書 特定行為研修を修了した認定看護師の活用,日本看護協会出版会,2020.
- 2) 日本看護協会,認定看護師制度の改正(2022年6月8日閲覧)  
<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/kaiseinituite>
- 3) 日本看護協会,2020年度認定看護師教育機関認定について(特定行為研修を組み込んでいる教育機関:B課程認定看護師教育機関)(2019年12月4日閲覧) [https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2022/03/2021CNkyoikukikan\\_B0331.pdf](https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2022/03/2021CNkyoikukikan_B0331.pdf)
- 4) 日本看護協会,2020年認定看護師教育機関〈認知症看護〉(2020年7月30日閲覧)  
[https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2021/08/cn\\_a\\_17ed\\_202105-1.pdf](https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2021/08/cn_a_17ed_202105-1.pdf)
- 5) 日本看護協会,2020年認定看護師教育機関〈緩和ケア〉(2020年7月30日閲覧)  
[https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2021/08/cn\\_a\\_04hc\\_202105.pdf](https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2021/08/cn_a_04hc_202105.pdf)
- 6) 再掲:P2-17.
- 7) 厚生労働省,特定行為研修を行う指定研修機関等の状況(2021年2月)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/>

000747412.pdf

- 8) 日本看護協会, 認定看護師の育成支援金 (2022年6月8日閲覧)  
<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/ninteikangoshi-ikuseishienkin>
- 9) 鎌田久美子: コロナ禍における看護職員確保の現状と課題～第8次医療計画に関する日本看護協会の提案～, 第4回第8次医療計画等に関する検討会, 資料1, 2021.
- 10) 日本看護協会, 分野別男女比別登録者数一覧 (2021年12月末現在)・分野別 (年齢・平均年齢) 登録者数一覧 (2021年12月末現在) (2022年7月1日閲覧)  
<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cn>
- 11) 尾崎千尋, 女性看護師の育児とキャリアアップの両立を支えている思いと両立する上での困難と対処, 日本看護学会論文集: 看護管理 (1347-8184) 41号 p21-24, 2011.

# Current Status and issues of Transitioning to Course B in Dementia Nursing and Palliative Care educational Institutions

KARINO Hidemi, ENDO Midori, NATORI Hatumi, SATO Etuko,  
MAEZAWA Miyoko, NAKAGOMI Hiromi, HASHIMOTO Akiko

key words: Certified nurse, curriculum